

## 大垣市週休2日制工事要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組として、大垣市が発注する建設工事における週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### (発注方式及び対象工事)

第2条 週休2日制工事は、大垣市が発注する建設工事（営繕工事を含む。）を対象とし、次のいずれかの方式で発注者指定型により発注することを原則とする。

なお、週休2日制工事の積算根拠（週単位又は月単位）が明確となるよう特記仕様書に明記するものとする。

#### (1) 週休2日制工事（現場閉所）

- ・現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事（災害復旧工事、営繕工事を含む。）
- ・完全週休2日を原則とする。

#### (2) 週休2日制工事（交替制）

- ・社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所が困難な工事（災害復旧工事を含む、営繕工事を除く、交通規制・出水期・完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等）
- ・災害応急対策（競争入札の場合）

2 次に掲げる工事は、週休2日制工事として実施しないものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、週休2日制工事として実施することができる。

#### (1) 現場作業日数が、不稼働日を含め30日未満の工事

#### (2) 災害その他避けることのできない事由により現場閉所・交替制のいずれも困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合））

#### (3) 施工時間又は施工方法への制約があり、現場閉所・交替制のいずれにもなじまない工事（一時的な作業が点在する維持修繕工事、時間的制約がある営繕工事等）

#### (4) その他週休2日制工事になじまないと市長が認める工事

3 前項に定めるもののほか、災害等、受注者の責めによらない不測の事態により週休2日制工事の遂行が困難となったときは、受発注者の協議により週休2日制工事としないことができる。

### (用語の定義)

第3条 週休2日制工事（現場閉所）における用語は以下のとおり定義する。

#### (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。

#### (2) 「完全週休2日」とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日（以下「祝日」という）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

- (3) 「完全週休2日（土日）」とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
  - (4) 「現場閉所日」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。現場閉所日の判断に当たっては、分離発注工事の場合は、各発注工事単位とする。
  - (5) 「対象期間」とは、工事開始日（工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。以下同じ。）から工事完成日（完成届に記載のある完成した日をいう。）までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。
  - (6) 「非対象期間」とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間（8月14日から8月16日まで）、年末年始休暇6日間（12月29日から翌年1月3日まで）、工場製作の期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間及び受注者の責めによらず休工・現場作業を余儀なくされる期間をいう。
  - (7) 「工事着手」とは、工事開始日以降、実際の工事のための準備工事（現地事務所の配置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
  - (8) 「現場閉所率」とは、対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率をいう。別紙1「現場閉所率の算出方法」を参考にすること。
  - (9) 「週単位の週休2日（現場閉所）」とは、対象期間の全ての週で現場閉所を土日に指定し、現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。
  - (10) 「月単位の週休2日（現場閉所）」とは、対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に4週8休以上を達成したとみなす。
  - (11) 「通期の週休2日（現場閉所）」とは、対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。
- 2 週休2日制工事（交替制）における用語は以下のとおり定義する。
- (1) 「週休2日交替制」とは、対象期間（交替制）において技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
  - (2) 「対象期間（交替制）」とは、元請企業については現場作業着手日から現場作業完了日までの期間を基本とし、契約後、受発注者で協議して定める。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。
  - (3) 「技術者」とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。
  - (4) 「技能労働者」とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。
  - (5) 「対象者」とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間（交替制）内

で連続4週間以上従事している者とする。交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者としなない。

- (6) 「休日率」とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間（交替制）に対する割合をいう。別紙1「休日率の算出方法」を参考とすること。
- (7) 「平均休日率」とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。別紙1「平均休日率の算出方法」を参考とすること。
- (8) 「週単位の週休2日（交代制）」とは、対象期間（交代制）の全ての週で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。
- (9) 「月単位の週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。
- (10) 「通期の週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

（週休2日制工事の実施）

第4条 週休2日制工事（現場閉所）は以下のとおり実施すること。

- (1) 受注者は、工事着手前に、原則、完全週休2日の「休日取得計画工程表」（任意様式）を発注者に提出し、承諾を得ること。なお、受注者の責めによらず休日に現場作業を余儀なくされる場合は、それに代わる現場閉所日を指定し、発注者の承諾を得ること。

また、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、「休日取得計画工程表」を変更した「変更休日取得計画工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。

- (2) 受注者は、週休2日制工事（現場閉所）の実施状況を取りまとめ、毎月10日までに前月分の実施状況が確認できる「休日取得実施書」（任意様式）を発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、対象期間終了時、速やかに、「休日取得計画工程表」又は「変更休日取得計画工程表」の対象期間において現場閉所日が確認できる「週休2日制工事（現場閉所）報告書」（任意様式）を発注者に提出すること。なお、発注者は受注者から提出された「休日取得実施書」並びに、現場閉所日を確認できる書類（工事日誌等）の提示を受け、「週休2日制工事（現場閉所）報告書」を確認すること。

2 週休2日制工事（交替制）は以下のとおり実施すること。

- (1) 受注者は、対象者の休日確保計画を整理し、工事着手前に週休2日（交替制）の「休日等取得計画書（交替制）」（任意様式）を発注者に提出し、承諾を得ること。
- (2) 受注者は、週休2日制工事（交替制）の実施状況を取りまとめ、毎月10日までに前月分の実施状況が確認できる「休日等取得実施書（交替制）」（任意様式）を発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、対象期間終了時、速やかに、「休日等取得計画書（交代制）」の対象期間において対象者の休日確保状況が確認できる「週休2日制工事（交

替制) 休日等取得報告書」(任意様式)を発注者に提出すること。発注者は、受注者より提出された休日確保状況を確認する。なお、受注者の書類作成負担を考慮し、休日確保状況の確認に過度な資料を求めないよう留意すること。

- 3 災害等の受注者の責めによらない不測の事態が生じ、週休2日制工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制工事の対象外とすることができる。
- 4 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる。(災害復旧工事及び営繕工事を除く。)  
(工事費の補正)

第5条 週休2日制工事(現場閉所)として発注するものについては、週単位又は月単位の週休2日(現場閉所)の達成を前提として、国土交通省関連(営繕工事を含む。)及び林野庁関連においては、次の表①の補正係数を、農林水産省関連においては、次の表②の補正係数を各経費に乘じ、工事費の積算を行う。ただし、営繕工事については、労務費及び現場管理費の補正を行うほか、別紙3に基づき補正を行う。なお、市場単価方式については、別紙2及び別紙4から別紙5までに示す補正係数を乗じるものとする。

週休2日制工事(現場閉所)の対象期間終了時に前条第1項の規定により、週単位、月単位又は通期の現場閉所率を確認し、次の表の達成状況に応じて請負代金額を変更する。休日取得計画工程表又は変更休日取得計画工程表と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。

また、契約後に週休2日制工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、契約を変更するものとする。

○現場閉所率毎の補正係数

積算基準(国土交通省関連) ( ): 営繕工事の場合	
①週単位の週休2日適用工事(4週8休以上)	
【労務費】 1.02 (1.02)	【機械経費(賃料)】 - (-)
【共通仮設費率】 1.02 (-)	【現場管理費率】 1.03 (【現場管理費】 1.01)
②月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)	
【労務費】 1.02 (1.02)	【機械経費(賃料)】 - (-)
【共通仮設費率】 1.01 (-)	【現場管理費率】 1.02 (【現場管理費】 -)
③月単位の週休2日(現場閉所)が未達成の場合	
補正はしない	
積算基準(農林水産省関連)	
①週単位の週休2日適用工事(4週8休以上)	
【労務費】 1.02	【機械経費(賃料)】 -
【共通仮設費率】 1.05	【現場管理費率】 1.06
②月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)	

【労務費】 1.02	【機械経費(賃料)】 -
【共通仮設費率】 1.04	【現場管理費率】 1.05
③月単位の週休2日（現場閉所）が未達成の場合	
補正はしない	
積算基準（林野庁関連）	
①月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	
【労務費】 1.04	【機械経費(賃料)】 1.02
【共通仮設費率】 1.03	【現場管理費率】 1.05
②通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	
【労務費】 1.02	【機械経費(賃料)】 1.02
【共通仮設費率】 1.02	【現場管理費率】 1.03
③通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合	
補正はしない	

2 週休2日制工事（交替制）として発注するものについては、週単位又は月単位の週休2日（交替制）の達成を前提として、国土交通省関連及び林野庁関連においては、次の表①の補正係数を、農林水産省関連においては、次の表②の補正係数を各経費に乘じ、工事費の積算を行う。

なお、対象期間（交替制）終了時に前条第2項の規定により、週単位、月単位又は通期の平均休日率を確認し、次の表の達成状況に応じて請負代金額を変更する。

また、契約後に週休2日制工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、契約を変更するものとする。

○平均休日率毎の補正係数

積算基準（国土交通省関連）	
①週単位の週休2日（交替制）適用工事	
【労務費】 1.02	【現場管理費率】 1.03
②月単位の週休2日（交替制）適用工事	
【労務費】 1.02	【現場管理費率】 1.02
③月単位の週休2日（交替制）が未達成の場合	
補正はしない	
積算基準（農林水産省関連）	
①週単位の週休2日（交替制）適用工事	
【労務費】 1.02	【現場管理費率】 1.03
②月単位の週休2日（交替制）適用工事	
【労務費】 1.02	【現場管理費率】 1.02
③月単位の週休2日（交替制）が未達成の場合	
補正はしない	
積算基準（林野庁関連）	
①月単位の週休2日（交替制）適用工事	

【労務費】 1.04	【現場管理費率】 1.03
②通期の週休2日（交替制）適用工事	
【労務費】 1.02	【現場管理費率】 1.01
③通期の週休2日（交替制）が未達成の場合	
補正はしない	

- 3 契約後に、発注した方式を週休2日制工事（現場閉所）から週休2日制工事（交替制）に、又は週休2日制工事（交替制）から週休2日制工事（現場閉所）に変更する場合は、工事費の補正を、変更後の週休2日制工事の方式による4週8休以上の達成を前提としたそれぞれの方式の補正係数をもって各経費に乘じ、契約を変更する。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年8月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の起案に係る工事について適用する。
- 2 この要領による改正前の大垣市発注の週休2日制工事要領の適用を受けた工事で、施行日において完了していないものについては、同要領は、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の起案に係る工事について適用する。

## 週休 2 日制工事（現場閉所）

### ○ 現場閉所率の算出方法

$$\text{現場閉所率(\%)} = \frac{\text{対象期間における現場閉所日の日数}}{\text{対象期間の日数}} \times 100$$

- ※ 小数点第 2 位以下切り捨て 1 位止めとする。
- ※ 「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。（ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。）
- ※ 「対象期間」とは、「工事開始日（工期の開始日又は設計図書において規定する開始日）」から「工事完成日（完成届に記載のある完成した日）」までの期間から非対象期間を除いた期間を示す。
- ※ 「週単位の週休 2 日（現場閉所）」における現場閉所率の算出は、「非対象期間」を含む週全体を「非対象期間」とする。

#### 【非対象期間】

- (1) 準備期間：工事開始日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間）
- (2) 後片付け期間：本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間（事務手続、後片付け等のみが残っている期間）
- (3) 夏季休暇：3 日間
- (4) 年末年始休暇：6 日間
- (5) 工場製作の期間
- (6) 工事事務等による不稼働期間
- (7) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- (8) 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

## 週休 2 日制工事（交替制）

### ○ 休日率の算出方法

$$\text{休日率(\%)} = \frac{\text{対象者の休日数}}{\text{対象者の対象期間（交替制）の日数}} \times 100$$

- ※ 小数点第 2 位以下切り捨て 1 位止めとする。
- ※ 対象者毎に算定するものとする。
- ※ 「週単位の週休 2 日（交代制）」における休日率の算出は、「対象期間（交代制）」に含まれない日を含む週全体を除外するものとする。

### ○ 平均休日率の算出方法

$$\text{平均休日率(\%)} = \text{対象者全員の休日率の平均(\%)}$$

- ※ 小数点第 2 位以下切り捨て 1 位止めとする。

## 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区 分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	週単位	月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
通路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
通路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

営繕工事における工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

1 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に第 5 条に示す補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

2 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、別紙 4 の表 A-2 並びに別紙 5 の表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- 市場単価 × 新営補正率
- 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- 市場単価 × 新営補正率
- 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- 市場単価 × 改修補正率
- 補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8(3)ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- 物価資料の掲載価格 × 改修補正

建築工事の補正率（表 A-2）

工 種	摘 要※	週単位及び月単位の週休 2 日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。

電気設備工事の補正率（表 E-2）

工 種	摘 要	週単位及び月単位の週休 2 日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 鋼板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

機械設備工事の補正率（表 M-2）

工 種	摘 要	週単位及び月単位の週休 2 日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22